

## 栃木県総合教育会議について

### 1 栃木県総合教育会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとされたことから、資料 1 - 2 「栃木県総合教育会議設置要綱（案）」のとおり、栃木県総合教育会議を設置する。

### 2 総合教育会議における協議・調整事項

総合教育会議において協議・調整を行う事項は次のとおりである。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### 3 平成 27 年度の総合教育会議の開催予定

- ・ 第 1 回会議 平成 27 年 5 月 27 日（水）
- ・ 第 2 回会議 平成 27 年 11 月
- ・ 第 3 回会議 平成 28 年 2 月

以上のほか、知事は必要に応じて総合教育会議を招集することがある。